【昭和28年8月1日 法律第142号】

（改正後）

第百十三条　削除

（改正前）

第百十三条　証券取引所は、左の各号の一に該当する有価証券について、大蔵大臣に申請しその承認を受けた場合においては、前条第三項の規定による登録をしないで、これを売買取引のため上場することができる。

一　当該証券取引所の所在する都市町村以外の地に所在する他の証券取引所に前条第三項の規定により登録されているもの

二　当該有価証券について第四条第一項の規定による届出がその効力を生じているもの、但し、第二十四条の規定による報告書が引き続き提出されている場合に限る。

②　大蔵大臣は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該証券取引所の所在する地方において当該有価証券が広く分布され、且つ、その売買その他の取引が繁盛に行われて、これを当該証券取引所に売買取引のため上場することが公益又は投資者保護のため必要であるということを認めるのに十分な資料が提出されないときは、当該証券取引所に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し前項の承認を与えないことができる。

③　証券取引所は、第一項第一号に規定する有価証券について、前条第三項の規定による登録がすベて抹消された日以後においては、その上場を廃止しなければならない。

【昭和27年7月31日 法律第270号】

（改正後）

第百十三条　証券取引所は、左の各号の一に該当する有価証券について、大蔵大臣に申請しその承認を受けた場合においては、前条第三項の規定による登録をしないで、これを売買取引のため上場することができる。

一　当該証券取引所の所在する都市町村以外の地に所在する他の証券取引所に前条第三項の規定により登録されているもの

二　当該有価証券について第四条第一項の規定による届出がその効力を生じているもの、但し、第二十四条の規定による報告書が引き続き提出されている場合に限る。

②　大蔵大臣は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該証券取引所の所在する地方において当該有価証券が広く分布され、且つ、その売買その他の取引が繁盛に行われて、これを当該証券取引所に売買取引のため上場することが公益又は投資者保護のため必要であるということを認めるのに十分な資料が提出されないときは、当該証券取引所に通知して当該職員をして審問を行わせた後、理由を示し前項の承認を与えないことができる。

③　証券取引所は、第一項第一号に規定する有価証券について、前条第三項の規定による登録がすベて抹消された日以後においては、その上場を廃止しなければならない。

（改正前）

第百十三条　証券取引所は、左の各号の一に該当する有価証券について、証券取引委員会に申請しその承認を受けた場合においては、前条第三項の規定による登録をしないで、これを売買取引のため上場することができる。

一　当該証券取引所の所在する都市町村以外の地に所在する他の証券取引所に前条第三項の規定により登録されているもの

二　当該有価証券について第四条第一項の規定による届出がその効力を生じているもの、但し、第二十四条の規定による報告書が引き続き提出されている場合に限る。

②　証券取引委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該証券取引所の所在する地方において当該有価証券が広く分布され、且つ、その売買その他の取引が繁盛に行われて、これを当該証券取引所に売買取引のため上場することが公益又は投資者保護のため必要であるということを認めるのに十分な資料が提出されないときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し前項の承認を与えないことができる。

③　証券取引所は、第一項第一号に規定する有価証券について、前条第三項の規定による登録がすベて抹消された日以後においては、その上場を廃止しなければならない。

【昭和26年6月15日 法律第240号】 （改正なし）

【昭和26年6月4日 法律第198号】 （改正なし）

【昭和25年8月4日 法律第236号】 （改正なし）

【昭和25年5月4日 法律第141号】 （改正なし）

【昭和25年3月29日 法律第31号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第145号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第137号】 （改正なし）

【昭和24年5月31日 法律第133号】 （改正なし）

【昭和23年7月6日 法律第103号】 （改正なし）

【昭和23年4月13日 法律第25号】

第百十三条　証券取引所は、左の各号の一に該当する有価証券について、証券取引委員会に申請しその承認を受けた場合においては、前条第三項の規定による登録をしないで、これを売買取引のため上場することができる。

一　当該証券取引所の所在する都市町村以外の地に所在する他の証券取引所に前条第三項の規定により登録されているもの

二　当該有価証券について第四条第一項の規定による届出がその効力を生じているもの、但し、第二十四条の規定による報告書が引き続き提出されている場合に限る。

②　証券取引委員会は、前項の規定による申請を受けた場合において、当該証券取引所の所在する地方において当該有価証券が広く分布され、且つ、その売買その他の取引が繁盛に行われて、これを当該証券取引所に売買取引のため上場することが公益又は投資者保護のため必要であるということを認めるのに十分な資料が提出されないときは、当該証券取引所に通知して審問を行つた後、理由を示し前項の承認を与えないことができる。

③　証券取引所は、第一項第一号に規定する有価証券について、前条第三項の規定による登録がすベて抹消された日以後においては、その上場を廃止しなければならない。